海上自衛隊訓令第29号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第32条の規定に基づき、弾薬整備補給所の編制に関する訓令を次のように定める。

平成10年12月2日

防衛庁長官 野呂田 芳 成

弾薬整備補給所の編制に関する訓令

(任務)

第1条 弾薬整備補給所は、弾火薬類、化学器材(造修補給所の所掌に属するものを除く。以下同じ。)及び魚雷標的(これらの維持及び修理に必要な部品、工具及び検査器具を含む。以下同じ。)の保管、補給及び整備並びに製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験並びに研究改善並びに発射等に関する資料の収集及び処理に関する業務を行うことを任務とする。

(所長及び副所長)

- 第2条 弾薬整備補給所の長は、弾薬整備補給所長(以下「所長」という。)とする。
- 2 所長は、1等海佐又は2等海佐をもって充てる。
- 3 所長は、地方総監の指揮監督を受け、弾薬整備補給所の所務を統括する。
- 4 弾薬整備補給所に、副所長1人を置くことができる。
- 5 副所長は、所長を助け、事務を整理し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、所長の職務を行う。

(編制)

第3条 横須賀弾薬整備補給所及び佐世保弾薬整備補給所に、次の1室、2科及び 2部を置く。

企画調整室

総務科

補給科

整備第1部

整備第2部

2 呉弾薬整備補給所、舞鶴弾薬整備補給所及び大湊弾薬整備補給所に、次の1室、 2科及び1部を置く。

企画調整室

総務科

補給科

整備部

(企画調整室)

第4条 企画調整室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 弾薬整備補給所の業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。
- (2) 部隊等との調整に関すること。
- (3) 業務の統計及び能率的運営に関すること。
- (4) 業務の研究改善の総括に関すること。
- (5) 安全管理に関すること。
- (6) 物品の現況調査及び物品管理検査に関すること。
- (7) 所内の事務の調整に関すること。

(総務科)

第5条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管及び文書に関すること。
- (2) 人事、福利厚生及び保健衛生に関すること。
- (3) 秘密の保全に関すること。
- (4) 会計及び物品の取扱いに関すること。
- (5) 給食及び栄養管理に関すること。
- (6) 施設の維持管理に関すること(補給科の所掌に属するものを除く。)。
- (7) 施設の警備に関すること。
- (8) 車両の管理運用に関すること(補給科の所掌に属するものを除く。)。
- (9) 前各号に掲げる事務のほか、弾薬整備補給所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(補給科)

第6条 補給科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 出庫管制、入庫管制及び在庫管制に関すること。
- (2) 物品及び役務の調達及び調達要求に関すること。
- (3) 物品の処分に関すること。
- (4) 物品の亡失又は損傷に係る報告及び弁償に関すること。
- (5) 物品の類別及び識別に関すること。
- (6) 補給に関する資料の整理及び保管に関すること。
- (7) 物品の出納及び保管に関すること。
- (8) 倉庫施設の維持管理及び倉庫用器材の管理に関すること。
- (9) 補給に伴う輸送の計画及び実施に関すること。
- (10) 物品の発送、受領及び通関に関すること。
- (11) 物品の出納及び輸送に必要な車両の管理運用に関すること。

(整備第1部の分科)

第7条 整備第1部に、次の4科を置く。

整備管理第1科

火工整備科

魚雷整備科

機雷整備科

(整備管理第1科)

- 第8条 整備管理第1科においては、弾火薬類(誘導弾を除く。)、化学器材及び 魚雷標的に関し、次の事務をつかさどる。
 - (1) 整備の計画に関すること。
 - (2) 品質管理の計画及び実施に関すること。
 - (3) 製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること。
 - (4) 物品及び役務の調達要求書の作成に関すること。
 - (5) 整備に関する資料の整理及び保管に関すること。
 - (6) 発射等に関する資料の収集及び処理に関すること。
 - (7) 技術的調査及び技術指導に関すること。
 - (8) 研究改善に関すること。
 - (9) 部内の事務の総括に関すること。

(火工整備科)

第9条 火工整備科においては、弾火薬類(魚雷整備科、機雷整備科及び誘導弾整備科の所掌に属するものを除く。)及び化学器材の整備の実施に関する事務をつかさどる。

(魚雷整備科)

第10条 魚雷整備科においては、魚雷、魚雷投射ロケット及び魚雷標的の整備の 実施に関する事務をつかさどる。

(機雷整備科)

第11条 機雷整備科においては、機雷及び爆雷の整備の実施に関する事務をつか さどる。

(整備第2部の分科)

第12条 整備第2部に、次の2科を置く。

整備管理第2科

誘導弹整備科

(整備管理第2科)

第13条 整備管理第2科においては、誘導弾に関し、第8条各号に掲げる事務を つかさどる。

(誘導弾整備科)

第14条 誘導弾整備科においては、誘導弾の整備の実施に関する事務をつかさど

る。

(整備部の分科)

第15条 呉弾薬整備補給所の整備部に、次の4科を置く。

整備管理科

火工整備科

魚雷整備科

機雷整備科

2 舞鶴弾薬整備補給所及び大湊弾薬整備補給所の整備部に、次の3科を置く。

整備管理科

火工整備科

機雷整備科

(整備管理科)

第16条 整備管理科においては、第8条に規定する事務をつかさどる。

(火工整備科)

- 第17条 火工整備科においては、第9条に規定する事務をつかさどる。
- 2 大湊弾薬整備補給所の火工整備科においては、前項に規定する事務のほか、弾道性能検査の実施に関する事務をつかさどる。

(魚雷整備科)

第18条 魚雷整備科においては、第10条に規定する事務をつかさどる。

(機雷整備科)

第19条 機雷整備科においては、第11条に規定する事務をつかさどる。

(室長、科長及び部長)

- 第20条 室に室長を、科に科長を、部に部長を置く。
- 2 室長又は部長は、所長の命を受け、室務又は部務を掌理する。
- 3 科長は、部長(総務科長及び補給科長にあっては、所長)の命を受け、科務を 掌理する。

(分隊)

第21条 所長は、弾薬整備補給所の隊員をもって、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成することができる。

(委任規定)

第22条 この訓令に定めるもののほか、弾薬整備補給所の内部組織に関し必要な 事項は、海上幕僚長が定める。

附則

- 1 この訓令は、平成10年12月8日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる訓令は、廃止する。
- (1) 誘導弾整備所の編制に関する訓令(昭和58年海上自衛隊訓令第20号)

弾薬整備補給所の編制に関する訓令

- (2) 水雷整備所の編制に関する訓令(昭和60年海上自衛隊訓令第21号)
 - 附 則 (平成20年9月22日海上自衛隊訓令第22号)
 - この訓令は、平成20年10月1日から施行する。
 - 附 **則**(平成23年4月1日防衛省訓令第16号防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令第65号)(抄)
- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。